

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学ヘルスケア栄養学科栄養士課程における給食管理校外実習(以下実習と言う)に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において実習とは、「管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における実習について」(14 文科高第 27 号健発第 0401009 号平成 14 年 4 月 1 日)に基づいて実施する実習をいう。

(目 的)

第 3 条 給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。

(校外実習委員会)

第 4 条 実習についての企画を行うために実習委員会を設ける。

2 実習委員会は、学長より指名され教授会で承認された委員をもって組織する。

(履修方法)

第 5 条 履修方法

実習施設における実習及び事前事後指導(計 90 時間)を履修するものとする。

(実習施設)

第 6 条 実習施設における実習は、施設の長にその任を委嘱する。

2 実習施設で、直接実習生の指導に当たる施設職員を、実習担当者として委嘱する。

3 実習施設における実習期間中、本学職員の巡回指導体制を組織し、施設との連携を密にするものとする。

(指導細目の作成)

第 7 条 実習の指導細目は、「実習実施要領」に基づき、教科担当職員が実習の方法・内容について公務文書で各実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士、または、栄養士との協議の上作成する。

(履修年次)

第 8 条 実習は、2 年次集中授業で履修する。

(履修資格)

第 9 条 「給食校外実習」を履修するためには、以下の要件を充たしていなければならない。

- 一、卒業後、栄養士として就業することを志望する者。
- 二、「調理学」、「給食計画・実務論」、「食事計画論（演習を含む）」、「調理学実習Ⅰ（含調理学実験）」、「調理学実習Ⅱ」、「給食計画実習」を修了した者。
- 三 その他、実習の前提となる授業を修了する見込みのある者。
- 四 『給食管理校外実習の手引き』に記載されている事項を遵守していること。

(実習の中止)

第 10 条 給食管理校外実習期間中に次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、実習を中止させることがある。

- 一 『給食管理校外実習の手引き』に記載されている事項に反した場合。
- 二 実習施設の定める諸規定または指導者の指示に反した場合。

(単 位)

第 11 条 実習の単位数は、2 単位とする。

(成績評価)

第 12 条 実習の成績評価は、別に定める実習成績表により実習施設が作成した資料に基づき実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

